

比布町複合庁舎基本計画・基本設計委託業務公募型プロポーザル評価要領

令和6年3月29日告示第56号

1 評価要領の位置づけ

この評価要領は、「比布町複合庁舎基本計画・基本設計委託業務受託者選考委員会(以下「選考委員会」という。)」が、本業務の受託者を選考するための審査方法及び審査基準等を示すものである。

2 プロポーザル提出者の選定方法

- (1) プロポーザル提出者の選定は、本要領に基づき、選考委員会の審議により選定する。
- (2) 評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目	配点
1次審査(参加表明書等審査)	45
2次審査(技術提案書審査)	100

- (3) 評価点の最も高い参加者(総配点の6割以上の得点があった参加者に限る。)に優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点の参加者と交渉を行う。
- (4) 提案書の採点は、評価項目ごとに選考委員が行い、7名の選考委員が採点した点数の合計とする。

3 審査項目及び配点基準の詳細

業務実績及び技術提案書の審査内容及び配点基準は、別添1「審査評価基準表」及び別添2「客観評価評価基準」のとおりとする。